

そのためにはやはり過剰設備というものを処理し、あるいは新増設というものをやる場合にも、これを秩序立ててやっていかなければならぬ、こういう点にねらいを置いておきまして、むしろ綿業が反射的利益をこうむるといふことを否定するわけでありませんけれども、これはどちらかといへば安定した生産ができ、安定した経営ができるという点の利益でありまして、私どもはこの法律の運用によつて綿製品の需給を圧迫させる、そうして不当に高い綿製品を内地に供給し、それによつてボロもうけをさせる、そういうような運営をいたす考えは全然ございませぬし、またそういう点を疑われると困るので、私どもは操縦の徹底について、そういう考慮を払ってきたわけでありませぬ。

○松尾委員 何かまだちよつとばくとしてよくわからないのです。それでは角度を変えまして今後の日本の繊維産業を将来どんなふうに変えていくかを一口に一つ御説明を願いたいということと、それと同時に、これと付随しておきたいことは、繊維の総合対策の需給の見通しですが、あそこにもちよつと出ていたように思うのですけれども、三十五年度のいわゆる綿糸、スフ、毛糸とか、絹、麻、人絹、合成繊維とか、こういったようなものの推定、測定といひますか、こんなような数字が出ていたのですけれども、その中で見てみると、各種とも少しづつ伸びておるわけですが、その伸びている中で綿糸だけが伸び方が一番少ないのです。綿糸というのは中小企業が担当している部面が非常に大きい。それは資本が少くてもできるし、小さい規模でできる

からだと思うのですけれども、それに引きかえて合成繊維なんかは十倍にもふえております。これらのものは相当大きな施設や資金がなくてはできないので綿糸を縮めていく。伸び方が他のものと比較して少ないということは、中小企業の圧迫にもなるのではないかと、こういうふうにも思われるので、この間の転換の仕方、時期が悪いと、相当大きな中小企業のしわ寄せになるのではないかと、思うのですが、この辺のところを一つ将来の繊維産業のあり方と同時に御説明を願います。

○小室政府委員 将来の繊維産業のあり方を見通すことはなかなか困難でございますが、御指摘の経済五カ年計画に合せまして繊維の需給見通しを立てたわけでございまして、この間において天然繊維の伸び方が、合成繊維、化学繊維の伸びよりもはるかに少い、こういう形になっておりますことは、私どもとして産業構造、産業構成も大体こういう形になるのではなからうかと推定しているということを申し上げていきたいと思います。ただその間におきまして、天然繊維の使用消費を制限し、あるいは輸入を押えて、そうして値段を高くして、合成繊維、化学繊維を促進させていく、そういうふうな無理な政策をとるつもりは全然ございませぬ。むしろ天然繊維と化学繊維、合成繊維との間の、言葉は少し妙ですが、競争の共存、天然繊維は天然繊維でいいところがありまして、また合成繊維は合成繊維、化学繊維は化学繊維で加工その他について工夫をこらして、またコストも下げていく余地が非常に多いのであります。この両者がお互いに競争してコストを下げ合ひ、合理化をし

合つて、国民大衆にも安い衣料を供給し、また輸出の面でも綿にだけ頼つておれませぬし、化学繊維もスフにだけ頼つておれませぬので、さらに新しい繊維をどんどん輸出していく、こういうふうな考えでおるべきであります。一面繊維の需要、ことに内需について考えて参りますと、綿製品というものは一番必需品、つまり下着とか、衛生的健康的な生活を営むにも必要なものであります。また値段からいって比較的安いものであります。であります。食糧の占める地位のように、綿製品といふものは一わたり需要を充足してしまひますと、その量的な伸びというものは、いろいろ工夫して新しい製品が出てまた伸びている面もありますが、概して言つて、これはあまり伸びがな

いのが各国とも普通であります。やはりだんだん高級な加工を施した複雑な模様を持った他の繊維の方がむしろ伸びるのが例でございまして、そういう需要の趨勢から見まして、今申したような他の繊維、特に化学繊維系統のものが需要が伸びていくということになると思ひます。またその点は将来の日本の繊維産業を考え、また輸出産業としての将来性を考えますと、やはり化学繊維、合成繊維というものの育成には相当力を注いでいかなければならぬ。しかしこれは天然繊維を無理に圧迫し、その値段をつり上げた

然繊維を輸入制限してやるというような極端なやり方はしたくない、こういうふうな考えでおるわけでありませぬ。○松尾委員 その転換には圧迫にならないような方法を講じながらやっていく、それはけっこうなことでございませぬ。この法律は繊維だけを取り上げておるようですが、繊維に関連した労働問題とかあるいは関連産業の育成とかいろいろの問題がありますが、国民生活、国民経済全体から見ると、こうしたものは確かに時代とともに必要になつてきたような感じを受けるのですが、もう少し安全なものに支度をしながら、むしろこの法律よりも、東南アジアへ企業の進出とか、輸出とかいう市場を見つけた方がいゝのではないでしようか、その点はどうか。

○小室政府委員 賠償問題の漸次的な解決に伴ひまして、ビルマあるいはフィリピン、おそらくまた近い将来にはインドネシアといふところにも企業進出の計画を立てておる会社もございませぬ。これは現在ではむしろ中南米あたりの方が企業進出の実績がございませぬ、今この賠償問題等の解決に伴ひまして、具体的な計画もすでにございませぬ、東南アジアに企業進出をすることといふことは十分考えられることとございませぬ。またある程度推進していかなければならぬことだと思ひます。また輸出の面でも従来とも東南アジアが特に綿製品あるいはスフ織物等の重要な市場でございまして、特にインドネシアのごときはそうでありませぬ。今後ともこの方面に対する輸出は伸ばしていかなければならませぬ。賠償問題を解決すればおそろくそういうことも相当期待できるであらうと思ひ

のであります。決してその辺をおぼろににするわけではございませぬが、これらの地域に対する輸出が相当増加したと仮定いたしましたとしても、今日の綿紡績の設備は過剰であることにおいては変りはないのであります。もつとも過剰設備の処理に際しては、短期的な意味の需給の調節との関係をよく考えなければならませぬから、一時的にても需給が逼迫するような過剰設備の処理は考えておりませぬ。

○松尾委員 よくわかりました。それで先ほどのお話によりまして、価格の上昇といふことをそうむやみにやるようなことになしに、押えていける自信があるようなことをおっしゃつたのですけれども、加藤委員のお話を聞きますと、輸出タールの問題とか、二十九条の二項の発動によつて非常に値上りをしたとかいふことを聞かされておりますと、無条件でこれを信するわけにはいかぬと思ひます。これを出すといたことだけで綿製品なんかは二割ないし三割上つたといふことも聞かされております。ところがこれに対して小室繊維局長の御答弁には、一時的な理由があったから一時的にそうなったのだと、秋になれば安定するのだといふこともおっしゃいますけれども、それは事実ですか。

○小室政府委員 上半期、特に最近一週間前ぐらいにおきます綿糸布の異常な価格の高騰は、主として輸出の一時的な増大あるいは各種の思惑、いろいろの特殊事情が重なつて生じた原因でありまして、操縦徹底後においては、ほとんど連日値下りしてございまして、今日では一時ほどの異常な高騰ではご

ございません。しかし今日の状態でもかなり高い綿製品が市場に出回ってある事実は一方では否定いたしません。しかしながら今言ったような特殊事情でありますので、夏物のシーズンもある程度過ぎまして、秋口になりますとこれは今後の輸出事情にもよることとでございますが、最近の輸出契約等の状況を見ますと、一、二月、三月ごろのような水準でもございせんし、また特に大きな需要がその辺から生ずるといふ見通しは今のところございせんので、内需及び輸出の需要を満たして余りのある状態がまず秋口からくるのではなからうかと想像しております。

○松尾委員 価格の点はそういうような方法で心配ないとおっしゃいますけれども、消費者の立場からとて一つ意見を述べたいのです。価格の点はそういうふうにあまり差しつかえないといましても、現実にはその品物なんです。たとえば二丈九尺あると買って買ったものが二丈六尺しかない、幅が非常に狭く、少し太った人なんかは使えないものにならない。あるいは広げてみると柄が相当むらになっているとか、あるいはしみがついていたりとかいうことをしなれば買方の側から見るとあるわけなんです。こういう点は輸出の場合には相当きびしい検査をやっているらしいですけれども、内需の場合にも検査をやったりあらゆる方面から消費者の立場を守りながら——この法律によりまして生産制限をやりますから、この面からも生産を押えるということはいかないでしょうか。この点を一つ。

○小室政府委員 消費者の手に渡ります最終製品はおおむね布の形、織物の形であるかと思うのであります。織物の関係は大部分が中小企業で生産しておる関係もありまして、必要があれば中小企業安正法によりまして検査を自主的にいたすこともできますし、またこれに對して強制検査というが、二十九条を發動してアウトサイダーといえどもこの検査に服するようにいたすことも可能であります。私どもはこの内需用の最終製品についても、品質表示法等によつてできるだけ品質を明確に表示させて消費者に御迷惑がからぬような方法でいきたいというので表示法もお願ひしたわけでありまして、内地のものも輸出のものと同じように検査して参ることは必要性から申しますとぜひ必要であると考えますし、また機械の過剰設備の処理等に関係しまして、その面からも生産数量等をチェックして参る必要があるいは起るかと思ひますので、この点については積極的に考慮したいと考えております。

物の関係は大部分が中小企業で生産しておる関係もありまして、必要があれば中小企業安正法によりまして検査を自主的にいたすこともできますし、またこれに對して強制検査というが、二十九条を發動してアウトサイダーといえどもこの検査に服するようにいたすことも可能であります。私どもはこの内需用の最終製品についても、品質表示法等によつてできるだけ品質を明確に表示させて消費者に御迷惑がからぬような方法でいきたいというので表示法もお願ひしたわけでありまして、内地のものも輸出のものと同じように検査して参ることは必要性から申しますとぜひ必要であると考えますし、また機械の過剰設備の処理等に関係しまして、その面からも生産数量等をチェックして参る必要があるいは起るかと思ひますので、この点については積極的に考慮したいと考えております。

○松尾委員 価格の問題と密接な関係があります外貨割当ですが、本法が通りまして登録制度が実施された際にも、御発表になりましたいわゆる外貨割当は今年度変更するようなことがございませうか。

○小室政府委員 外貨割当はある一面では輸出にリンクされて、他面では設備に對して割り当てておるのであります。が、過剰設備を抱えておる、たとえば綿紡績業のごときもの、あるいは毛紡績もやや似たような状態でありまして、これが不必要なだけ込みの増設をするようなことはできるだけ押えて参りたいということ、従来あつた設備に對して設備割当をいたし、新しいかき込みの設備に對しては設備割当はいたさないということを前から申してきておりまして、その点については私どもただいまのところ変える意思はございません。

○松尾委員 新設にはあまりめんどうを見ないということになったり、あるいは新増設の制限をやつて、すでに登録しておる人たちを守つていくと新しい人たちは非常に圧迫するので、この点などもよく通産省がお取り計らいになつてやるようにお願いをいたします。同時に過剰設備の整理のために共同行為を実施すると書いてありますけれども、この共同行為の実施を指示する内容について少し御説明を願へばけっこうです。

○小室政府委員 審議会がよく検討し、さらに個別に業界の事情などもよく調べました上で過剰設備処理の大纲を指示するわけでございまして、これは結局どれだけの紡績の錠数が過剰であるかということをもつて判定いたしまして、またこれを一時的な措置として封鎖する、あるいは格納する——格納するというのは設備を取りはずして一応物置に入れておくというふうな意味でございまして、あるいは綿紡からスフ紡に転換する、あるいは最終的に長期的に古いものをスクラップ化するといふこの区分を大體示しまして、さらにまたごく小規模の業者が、織屋の場合なんかさうでございましてけれども、三台持ち、五台持ちの業者がいて織機を供出しないでも済むような、若干社会政策的な考慮等も払いまして、そういう基準をすべて大綱において指示の中に織り込んで結論において申せば、一人一人の企業者が自分のところではどれだけのものを過剰設備として処理したいかということ

が、その指示を見ればわかるような程度にいたしたい。通産省の指示は通産省の告示という形でいたすつもりであります。

○松尾委員 そのような結果、各業者が設備を売却していったりすることになるのだからと思うのでありますけれども、その買い上げ機関を特に設けまして、おのおの分担金の徴収の方法とか、そういう率をきめておく必要はないのかどうか、その点を一つ……。

○小室政府委員 ただいまこういう買い上げの事務などで一番複雑であり、運用がむずかしいと思われるのは、やはり業者の数の多い織布部門であると思ひます。であります、これはただいまつきましても、当面織機の買い上げを必要とすると思われるものについて、調整組合及びこの連合会がございまして、ここにおいて買い上げの仕事を処理させるつもりであります。また負担金につきましては、負担金の額等とはこれは指示の中に示すことになると思ひますが、とり方はいろいろ研究しておりますけれども、一番理想的なとり方は、輸出のもの、内地のものも検査することによりまして、

〔委員長退席、小室（久）委員長代理着席〕
検査数量に応じてその際にとるといふことが一番とりやすい形であるといふことではあります、これはまだ最終的に結論が出ていくわけではなく、ただいま検討中でございます。

○松尾委員 労働問題については、わが党の田中さんがおやりになるそうです、私どももやろうと思つておつたのですが、これは省きます。

このごろちよつと聞いたところでは、東洋紡が、かえズボンを相当作つて、自分のところのトレード・マークをつつて売り出しているそうですが、そういうことをとらふとやられますと、加工業者も、もつと小さいいろいろな機械屋さん、相当つぶれていってしまつて困るのじゃないかと思ひますが、こうしてくると、だんだんそういう傾向が見えてくるというのですから、そのような場合の起きたときに、通産省としてはどういう指示をするのか。あるいはまたそれがだんだん高じていくときに、いわゆる何と申しますか、大企業が生産が集中いたしました、卸売価格なんかの価格協定ですか、こんなものを協定してしまつたときには、一切の日本の繊維産業が大企業中心になつて、中小は要らなくなつてしまふような格好になるのですが、私たち消費者の面では、大へんそれをおそれているわけでは、高いものでも、その協定価格があると買わざるを得なくなるというふうな格好で、なかなか消費者の面でもこの点が心配になりますので、さつきのいわゆる一貫作業的なそういう大企業のやつていく行為と、価格のいわゆる協定というふうなものに對する不安を、一つこれを説明していただきたいと思います。

○小室政府委員 わが国の繊維産業では、中小企業は非常に多いのであります、特に織布部門、あるいはタオルも織布であります、タオルとか、あるいはメリヤス、あるいは既製服部門、これは中小企業がはなはだ多いのであります。しかもこの部門におきまして、相当大紡績等を中心とした系列化が進

三

んでおるといふことも事実でございます。また最近ダイヤ・スラックスと称する東洋紡のかえズボンが問題になったことも事実でございます。私どもこれを法的、行政的にいかめというふうに言うことも困難であります。しかしながらこの中小企業の非常に多い部門におきまして、独立自営の事業者が多数存在するということが、やはり健全な産業の発達に寄与するという点には、私ども認めるを得ないのであります。これはどちらかというところ、大紡績等の自省自衛に待つ点が多いのであります。現在ワイシャツ等は各紡績競ってやっております。ワイシャツはいいが、かえズボンはいかめという理屈もなかなか立ちにくいのであります。しかし同時に大会社にすべての中小企業の多い部門が集中していく、系列化が極度に進んでいくということとは、やはり国民の常識的な見地、あるいは社会政策的な見地、あるいは国民心理の面からいっても、あまり好ましくないという考えは持っております。

またもう一つの価格協定であります。これは紡績会社等が、もし糸の価値について価格協定をする、あるいは布の売値について価格協定をする、これは独禁法違反でございますから、そういうことは私どもは承認できないと思います。また現実の問題といたしましても、そういうことは私はないと思います。もっとも大体の相場といふものは、これは三品の市場もありますし、問屋の仲値といふものもありますから、おのずからそれを中心に動いておりますけれども、ワイシャツ等の値を見て、各社それぞればらばらに値段を出しております。価格協定が行

われておるといふことは、私ども考え
ておりません。

○松屋委員 私が質問の冒頭にお話ししましたように、糸がこんがらかったようにさっぱりわからない。私の質問も非常に散漫なんですけれども、一つこの法律を出して、ただ繊維産業の大きい方だけが救われ、中小企業がぶっつぶれてしまうことがないように、同時に消費者の立場を守りながら、うまくところ折れ合っているといけないように考えているわけです。あとは田中さんがやるでしょうから、私はやめます。

○小平(久)委員長代理 田中武夫君。

○田中(武)委員　先日質問いたしました際に、労働省の関係の方が見ええなかったので保留いたしておりました点を、今日は労働省の失業対策部長が見えておりますので、失業対策部長に若干の質問をいたしたい、このように考えます。失業対策部長にお伺いするのですが、あなたはこの法律が出されているというところ及びこの法律の内容については、御承知でしょう。

○渋谷説明員 承知いたしております。

○田中(武)委員 この法律を通産省の

繊維局が中心で作成せられるときに
 当って、前もって労働省等についても

あらかじめ御相談なり打ち合せ等が
あったのでありますか、それともそう

○渋谷説明員 通産省とは、当然これ

は雇用問題にも影響を及ぼして参りますので、相談をいたしております。

○田中(武)委員 それではお伺いいたしますが、今まで労働組合といひます

か、労働者にありましては、生産性の向上あるいは企業の合理化、こういう

名のもとに多量の首切りがあり、職場

を追われております。従いまして労働者の立場からいえば、生産性の向上と

か合理化、こういうことは直ちに首切りを連想するのであります。また実際のこの法律を見てもみしました場合におきましても、この法律の中心は設備の制限であります。従いましてこの法律が実施せられた場合に、紡機の製作にかかっているところの産業が、この法律のため必要がなくなる、あるいは大きく減るというようなことから、相当大きな打撃を受け、そのしわが紡機製作の工場に働いている労働者、あるいはその下請関係に働いている労働者に寄せられ

る、こういうことが考えられるわけです。紡機製作の関係の工場及びその下請関係に働いているところの労働者は、約二十万ともいわれており、その家族を含むならば八十万にも近くなるわけですが、この法律実施において相当な労働問題が起ると思いますが、このことについて労働省としては、ことに失業対策部長の立場から、どのように対策を考えておられるか。また本年

度の失業対策の計画に当って、こういう法律を実施せられて出てくるような

失業者等も考慮の上でお立てになっておるのか、本年度の失業対策の計画と

あわせて御説明願いたいと思います。

○渋谷説明員 最初に失業対策全体の

立て方について申し上げると、御承知のように昨年度の失業対策事業費

におきましては、一日の吸収人員を二十万人として計上されておったので

ございますが、本年度におきましては石炭の関係とかあるいは駐留軍、国連

軍といったようなファクターも考慮に入れまして、三万人の吸収人員の増加

を見込みまして二十五万人という予算

で運営いたしておる次第でございます。
それからただいま問題になっており

ます繊維機械の製造の関係でございますが、労働省といたしましては、もちろん現在の日本の雇用、失業情勢というもの、決して樂觀を許さない情勢でございまして、でき得る限り失業者の発生は防止して参りたいという考えに立つておるのは当然でございまして。しかしながらこの紡績の關係あるいは繊維全体の關係から、どうしてもこういう措置が必要だということでございますので、この法律が実施されました結果といたしまして、繊維機械の製造

業の關係に、雇上面におきましても、ある程度の影響が起きてくるのではな
いかということも実は憂慮いたしてお
る次第でございます。労働省といたし
ましては、でき得る限り先般通産省の
省議で決定いたしましたような設備
の更進を促進するとか、輸出を促進す
るといったような対策を適切に実施し
ていただいて、そういった製造業の方
に對するしわ寄せをできるだけ少くす

るように努力していただきたいということをお願いしているわけでございませう。

す。その結果どの程度失業者が発生するかということにつきましては、この

法律が実施されない現在におきまして
正確な見通しはもちろん困難でござい

ますけれども、当然これは大部分の方が、失業いたしますれば失業保険を受

けるわけでございますので、全国の職業安定所を活用いたしまして、民間そ

の他の関係に強力な職業紹介をやって参りたいというふうに考えているわけ

でございます。

〔小平（久）委員長代理退席、委員

長着席」

○田中(武)委員 ただいま局長が言われたように、昨年よりか三万人という

ことになるのですが、石炭関係は昨年の国会で通りました石炭合理化の法律によって相当の失業者ができることは明らかなです。また駐留軍関係が多く失業をする、これもおっしゃった通りであります。それに地方自治団体の再建整備関係で相当な首切りがあるだろうと思います。そのような中であつて、そうでなくとも日本で今一番大事なのは失業対策といわれておる。そこで三万人程度で、この法律が実施せられたときに、紡機メーカー関係の労働者が

職場を離れていくのを見ました場合に、とうていこのワケでは入り切れなないと思います。また今失業保険とおっしゃいましたが、失業保険は一つの限度がありまして、条件によって六カ月とか五カ月とかになっておりますが、これはほんの当座だということで、この法律が通りました場合に、かりに失業が起って六カ月なり七カ月なりを失業保険をもらっていったとしても、こ

のわずかな期間で再びもとの需要があるような状態には立ち至らないと思う

わけです。今局長は、通産省の方で、この法律実施の結果が紡機製作メー

カーの方に大きくしわ寄せにならないように考えていただいてというようない

希望を述べられましたが、実のところ先日私通産省関係にもいろいろ質問い

たしましたが、これという大きな期待を持てるような対策はないようでございます。

ます。ただ二十九条の場合に伺ったように、対策を強化していきたいというよ

うな答弁があつたわけです。二十九条の実施の場合に相当の失業者ができた

ということとは事実であつて、なおこの

法律によつてこれをやるということになれば、多くの新失業者が出るということとをわれわれは推測している。従いましてこれらの関係の労働組合なり労働者は、あげてこの法律に大きな関心を持っている。われわれがこの法律案審議に當つて一番大きく考えるのもこの点でございます。従いまして通産省側と労働省側とにおいて、この実施において出てくるであろうと予想される失業者を把握していただいて、それに対する対策を十分立てていただかなければならないと考えます。そこで通産省側には、できるだけ寄せが紡機製作メーカーの方に及ばないようにしていただいてということをおっしゃいました。先日重工業局長から伺いましたが、十分な確信がある答弁を承われないかという思いです。もう一度ここで今失業対策部長も言われたが、失業者が出ないような確信があるかどうかということについて伺います。

出目標が昨年より相当ふえて参ります。ことに紡機、織機についてはふえております。これに對しまして市場開拓なり、アフター・サービスということに補助してやつていくということであり、さういふ次第であります。通産省といたしましては、何といたしても織維機械関係の生産を維持するよう内需、輸出面にわたりましてできるだけ努力をしたい、こういうことで進んでいきたいと思ひます。

○鈴木(憲)政府委員 本法の施行に伴う紡機メーカーの対策につきましては、先般来御説明申し上げておることを繰り返して恐縮でございますが、われわれといたしましては、織維産業の設備の更新を強く促進して、それによつて内需をできるだけ維持し、同時に輸出を大いに促進してできるだけ需要を確保するというようなことで生産の維持をはかりたい、こういうことについて努力したいと考えているわけであり、そこで目下のところ内需関係がどんな需要があるかということとを調査しております。輸出につきましては、先般説明しました通り、輸

○田中(武)委員 先日私が伺つたと同じような御答弁をいただいたのです。結局議論は堂々めぐりになるだろうと思ひますが、局長がおっしゃったようなことでは、十分に失業者が出ないということの保障にはならないと思ひます。そこで織維局長は、織維関係の産業の合理化のためにこの法律を作つて、他の産業に影響を及ぼすということについてどの程度考えられたかというところを伺ひます。今重工業局長のお話あるいは労働省の失業対策部長の答弁を伺ひました場合に、これによつて行われるところの結果起るであろうと予想される失業問題について十分なる確信がないように思ひますが、あなたはどういうふうに思ひますか。

○小室政府委員 一般の機械工業はそういう状況がありますが、織維機械工業につきましても、景気の上下下りでは発注量が上下したわけであり、これは過去の実績をならにすればわかり、ところが最近織維機械の設備の発注が非常に多いのは、この法律が実施されて制限されるということを見越してのかけ込みの増設が多いというところは事実であります。これに一段落いたしますと谷ができはしないかというところが一番機械工業の方は心配であるということもわかつておりますが、私どもが新增設をまづはつきり押えたいと考えているのは、ただいまのところ紡績設備では綿紡だけであり、スフ紡とかその他の紡績設備については、この法律実施の際に新增設がどれだけ行われたかということの状況にもよりますけれども、需給状況を見まして、あまり無理な押え方をする考えは今のところは持っておりませんが、それらの点を勘案いたしますと、私はこの法律の実施直後に過去の景気の変動の場合等と異なつて、特に非常な不利な状態が起るというふうには私ども考えておりませんし、また更新等についてはこの機械業界のいわば谷の時期にこれをできるだけ集中させるといふことも配慮いたして参りたいと思ひます。また全体として申しますと、発注者であるところの織維工業の方が安定して、ある適正な利潤を上げていく状態ではない、実はふところの工場からいって発注がやはりないわけでございます。まして、長期的な安定策というところから言へば、むしろ紡績機の工業の方が織維工業の方に比べてこういう御策を講じてもらいたいというふうな御希望があるくらいの方がむしろ筋ではないかと思ひます。両者の共存共栄ということから長い目で見ればこれでよろしい、ただ一時的な谷があるというところは、私どもわからぬわけではないのであります。その点につきましてはできるだけ配慮を加えていきたい、こう考えております。

○田中(武)委員 今の御答弁によりまして、一時的に谷が起るということでは認められる、こういうことなんですよ。一時的な問題なんですよ。将来はもちろんな問題ですけれども、人間はやはり飯を食わなければならぬ、生活をしていくのです。ある期間の間、カエルとかヘビのように冬眠しておられるならば、一時忍んでもいいというところになるんですが、生活していく以上はそうはいかない。そこに失業対策の問題が起るわけなんです。ところが一時的な谷が起るであろうと予想しておられるのに対して、それに対する失業の問題が十分に講じられていないというところに問題があるのです。その一時的な問題についてどのような考えをおられますか。

○小室政府委員 先ほど来申しましたように、一時的な谷があるいは山ということとは、機械工業にはある程度過去においてのもあったことでございますが、特にこの異常な見越しの新増設が行われたあとにおきましては、かりにこの法律が通らないといつたとしても、谷はかえつてあるいは深くなるかもしれない。むしろある見越しのもとに新増設を計画したものが、そういう法律が通らなければこの際やめてしまおう、こういうことが起りかねない。こういう裏のことを申しますのは、はなはだ何でありますけれども、私どもはできるだけこの実施直後において綿紡織業界の協力を得、あるいは他の業界の協力を得、できるだけそういう配慮を加えたいということにはつきり申し上げます。一時的にしても織維産業のために他の産業に影響を及ぼすということとは、私どもは決して所管でないから、積極的に御協力申し上げるつもり

でおりますけれども、しかしながらこの業界には過去においても相当上り下りがあるのであります。一時的な異常な需要が起つたあとであり、また、ある程度避けられないということはどうしても考えざるを得ない、こういうことでもあります。

○田中(武)委員 この法律を作らなくとも谷はやはりあり、あるいは深まるかもしれない、こういうふうにおっしゃるわけですか。そこでこういう法律を作つて救うというならわかるのですが、こういう法律を作つてみてもやはり谷はあるわけですか。谷がでるからやむを得ない、この谷をそのままに置いておくんだ、こういうことであるならば、どこに行政があり政治があるかと言ひたいわけですか。そういうことが起つておることにどう善処していくかというところが行政じゃないかと思うのです。その措置としてこれが適切であるかどうか、これは織維の方にどうある程度——十大紡と存じますが、有効になるかもしれない。その他のものについてはそういう谷をますます深くするのではないか、そういうふうにしるか考えられないわけですか。そこできょうは大田が御見えになっておられないので、次官にお伺ひいたします。先日私は御質問の際申し上げたのですが、他の産業の犠牲の上に一つの産業の健全化をはかつていくことが望ましいかどうか、同じ兄弟であつて、売春法が先日衆議院を通過いたしました、妹を売春婦に売つて兄貴を大学へやるというやうなことが、果して現在の政治から言つていいのか、その点について通産省としては全般的な産業計画をどのように考へておられるか、お伺ひいたします。

○川野政府委員 繊維工業と機械工業との機械工業とは唇齒輔車の関係にございまして、繊維工業が健全なる発達をするには、ひいては機械工業の健全なる発達になるうか、かように考える次第であります。従いましてその根本でございまして繊維工業の健全なる発達といたしまして、過剰設備をある程度整理することの必要を痛感いたしました。今この法律案を出した、こういうことになるわけであります。

○田中(武)委員 先だいまの次官の御答弁は、先日重工局長からも同じような答弁がありました。事務次官を中心として機械更新のための協議会を作つて、そこで相談をしてということでは先日も承わりました。その際は申し上げたのですが、これは現在ではこの目的を達して解散いたしておりますが、昨年繊維の総合対策審議会というものを作つて、そこに関係者が入つて、その答申に基づいてこの法律を作成せられた、このように強い協議会を一方に持たれたので、この機械更新の打ち合せ協議会といひますか、これにもそのような性格を持たしてはどうか、そういう気持はないかということをおしは先日承わつたのですが、それについては明確な御答弁を聞いておりません。しかも私の申し上げているのは、繊維について総合対策でその関係者を入れた。そのときになぜ紡績機械関係の業者あるいは経営者あるいはその労働者の代表を入れたかつたのか、こういうことをお伺いいたしました。そして繊維の総合対策審議会と同じような性格であり、それがきめたことは法律化してやるのだというような、強い性格を持つ紡績メーカーの協議会を作るといふような気持はないか、この点についてお伺いいたします。

○鈴木(義)政府委員 先だいまの紡績メーカーの協議会を作る意図はないかというお話であります。今紡績メーカーなり繊維メーカーの当面してあります問題は、やはり需要の獲得、需要の確保ということでございます。従いまして紡績メーカーだけで協議会を作りましたと十分な目的を達しないわけでありまして、先ほど申し上げております紡績機械更新促進打合せ会、繊維産業の代表者と紡績メーカーの代表、それに通産省の両関係局が入りまして、それで促進を大いにやうていこう、それに必要な対策を研究し、講じていきたい、こういうことであります。輸出の面は、別途にわれわれの方が紡績メーカーの団体とよく相談しまして輸出を大いに促進する、こういうことでございまして。

○田中(武)委員 先だいまの重工局長の御答弁は先日も承わつてわかつておるのです。しかしその御答弁によると、やはり同じ日本の産業であり関連産業であるから、一方が繁榮しなければ一方も繁榮しないという因果関係は持つわけでありまして、繊維の方がどうも大きく見られて、それに関連を持つ繊維機械のメーカーの方はまづ扱いにされていふような感じを受けるのです。

○田中(武)委員 先だいまの重工局長の御答弁は先日も承わつてわかつておるのです。しかしその御答弁によると、やはり同じ日本の産業であり関連産業であるから、一方が繁榮しなければ一方も繁榮しないという因果関係は持つわけでありまして、繊維の方がどうも大きく見られて、それに関連を持つ繊維機械のメーカーの方はまづ扱いにされていふような感じを受けるのです。

○石橋國務大臣 私どもは、機械メーカーにしても何にしても、あるものを犠牲にして他のものを救おうというような考えは持っておりません。繊維産業については今度こういう立法をしたいというのには、結局繊維産業そのものの直接の目標はありますが、やはり関連産業といふものも、少し長い目で見ればこれで生きるとも思ひます。繊維産業がたがたしておつて、その機械メーカーだけが繁榮するといふ理屈はないのですから、やはり繊維産業そのものが確立しなければ結局機械メーカーだつてだめなんです。今のところさしずめは何か特殊の事情で機械メー

○田中(武)委員 今おつしやいました機械工業振興臨時措置法案が提出になつておることは承知しております。しかしそれは目的が違つておるのです。別な目的なんです。私の申し上げておるの、この法律実施によつて当面打撃があることがはつきりしておる。この紡績機械メーカーに対する措置をどうお考えになつておるか。それを考えずにこの法律を出しになることは、同じ兄弟の一方を犠牲にして一方を大学にやるといったやうなものと一緒にして、い

○田中(武)委員 今おつしやいました機械工業振興臨時措置法案が提出になつておることは承知しております。しかしそれは目的が違つておるのです。別な目的なんです。私の申し上げておるの、この法律実施によつて当面打撃があることがはつきりしておる。この紡績機械メーカーに対する措置をどうお考えになつておるか。それを考えずにこの法律を出しになることは、同じ兄弟の一方を犠牲にして一方を大学にやるといったやうなものと一緒にして、い

ないかと思ひますが、その他においてはわれわれは疑問を持っております。一つの産業の合理化、繁榮のために法律を作る、そうしてその法律の実施によつてこれに関連する産業が——一時的であるが当局は言われておるが、かに一時的であるにしても、大きな打撃があるということがわかつておる。一方の対策も十分立てずにこういうことをやるといふことは、ちょうど兄弟の一人を犠牲にして、妹を売春婦に売つて兄貴を大学にやるといったやうなものにも考えられるわけなんです。その本山としての石橋大臣は、通産大臣として全体の産業計画の上から見てそういう措置が望ましいとお考えになつておるのか。多分望ましいとお考えになつたからこの法律を出した。ならばそのだと思ひますが、なぜそれならばそういう打撃が明らかにあるとお考えがわかつておるところの繊維の機械メーカーの措置もあわせて提案にならなかつたのか、お伺いいたします。

○石橋國務大臣 私どもは、機械メーカーにしても何にしても、あるものを犠牲にして他のものを救おうというような考えは持っておりません。繊維産業については今度こういう立法をしたいというのには、結局繊維産業そのものの直接の目標はありますが、やはり関連産業といふものも、少し長い目で見ればこれで生きるとも思ひます。繊維産業がたがたしておつて、その機械メーカーだけが繁榮するといふ理屈はないのですから、やはり繊維産業そのものが確立しなければ結局機械メーカーだつてだめなんです。今のところさしずめは何か特殊の事情で機械メー

カーが非常に景気がいい、そのいい景気をいつまでも続ける、これはなかなか今の状況を続けることはむずかしいかもしれません。しかし繊維産業そのものが確立することは、やがて機械メーカーが現実的な形で繁榮するもの、こう私は思つております。機械そのものににつきましては、別に今回の国会にやはり合理化等についての案を出しておるわけでありまして、繊維機械だけの立法をするという必要は私は今ないだらう、こう思つております。

のような措置をお考えになっておるのか、その措置も考えずにこの法律を出したということでは、やはりまた子扱いじゃないか、こういうような感じを深く持つわけですね。

○石橋内務大臣 繊維機械については、いぶん今までやっておりまして、この法案によってなるほどある部分においては打撃もありましょう。これは整理する場合にどうしても全部無痛で出さざるを得ないわけにはいきません。やはりお産するときにどこかに痛みがあるということは覚悟しなければならぬが、その痛みをなるべく少なくするということは、なるべく最初から考えておきます。ですから機械の入れかえとか何かについては、十分機械メーカーの仕様が考慮するように指導をした、かように考えております。今までも繊維機械については御承知のように相当補助金等も出して、それで機械を入れかえ、新しくするというようなことで、機械メーカーにはある程度援助がいって、お産する、ことに繊維機械が一歩多いのであります。

○田中(武)委員 お産という言葉が出たのでその例をとって申し上げました。お産にはある程度の苦痛が伴うものである。ところがこのごろでは無痛何とかいうものできておるわけですね。なるべく苦痛のないようにやっていると名ある通産大臣が、そのような苦痛が伴うことは当然だから、しばらくはがまんをしろというのならば、先に加藤委員も例に引かれましたが、どなたかのように、中小企業の二つや三つぶつ倒れても、首をつつてもやむを得ないんだと言った大臣があったと同

じようになるじゃないでしょうか、いかがでしようか。

○石橋内務大臣 ぶつ倒れていいなんということはだれも言ったことはありませんが、また無痛出産といったって、お産するのに全然何も無いということもありまして、ですからできるだけの無痛にするということでありまして、そういうことはむしろ考慮していただきます。

○加藤(清)委員 関連して、大臣のいらっしゃるのを今やおそしと待ちかまえておりましたが、本法案はもう時期がきておりました。しかしその間に大臣に出ていただいて、はっきりとした御答弁をいただかないと、この法案はスムーズに通じません。こういう状況になっておりますから、せいでい御多忙でございまして、うかがっていただき

たい。その理由について今関連して申し上げますが、大臣は大へん誤解をしていらっしゃるようでございまして。繊維の生産部門を助けるために、これが機械産業に悪影響を及ぼした場合においては、過去においてもそれぞれの手当てをした、こうおっしゃいましたが、何をやっていただけたか、はっきりここで出してもらいたい。かつて二十九条が行われた折にとられました対策というものは、これは救うがために施策を行なった。よりよくせんがために追いつきをかけて、これに融資とかあるいは減税とかいう措置はとられましたが、機械に対しては何ら施策が行われていないというのが実績でございまして、それに対してやったとおっしゃるならば、一体どういいうことをやっ

ていただけたか。もしやったとおっしゃるならば、二十九年の生産が、三十年になって五二%に落ちるはずはございせん。それがあつたらば、重工業局長はとくの昔にここに出してもらわなければならぬはずだ。何べんも要求しているが、出ておらぬじゃないか、それが第一点。

第二点は、先になつたらよくしてやるという話だ。ありがたいお言葉だ。先になつたらどういふふうにあるか、い救いの道があるか、それをはっきりと出してもらいたい。ところが、それもさることながら、二十九条ですでに体験しておる通り、タールの二十九条でも綿機の二十九条でも同じこととございまして、これが行われた直後が問題なんです。きのうもそれを言った。それを政府側が誤解している。実績を知らざるものはだれしも、のなんです。というのは、行われた直後二カ月、三カ月の間に仕事はなくなった。おかげで下請は倒産続出なんです。組み立ての親工場も三分の一は首切りが行われたのです。半年、一年が持ち切れないう。二年先、三年先になつてからいい芽が出るというたてで、そのときに倒れてしまったものをどうして、これを今同僚議員の言つた通り、妹を売春婦に売ってしまったものを、処女にして返すことができませんか、これと同じなんです。ところが問題なんです。この三カ月、五カ月後に来るところの注文なしの旋風にあつて、倒産続出、首切り続出、そのおかげでついに学校の子供まで、ほんとうに私は実際に行つて知つていけるけれども、食うものがなくなつて、学校に行くのをやめてワラビ取りに行つたのです

よ。それだけの蓄積が労働者にあるとお考えですか。中小企業は、手形が一月延びただけで、銀行からびしゃつとやられるというところは、あなただが一番よく御存じでしょう。だからその施策が行われないことには私は納得できぬと言つたのです。何べんも同じ堂々めぐりをやつてもおつておつて困る。きのうも、おととも、その前も同じ答弁だ。それなら進歩がないじゃないか、やる気がないという証だ。そんなことで通していくと云つたら、遺憾ながら、口では言わぬけれども、六百にも余る下請企業は死んで、よろしいというところ、同じ結果になる。

○石橋内務大臣 繊維産業そのものの整備をとにかくしなければならぬというところは、どうしても日本の産業の上から見て、これは一種の至上命令的に必要になつてきているのです。そこでそれをやる場合に、なるほどいろいろの故障もございまして、これはできるだけの故障のないようにすることが、むしろ政治の任務でございまして、われわれとしては最善の努力をいたします。〔具体的には〕と呼ぶ者あり。それは前から申し上げる通りに、これはもうほかの方法がないのです。機械の設備の更新とかなんとかいうものを促進する、そうしてできるだけ機械の需要をふやそうという以外に実は道がないと私は思ふのです。それから今までは何をやっていくか、今までは繊維産業の法案はないのでありますから、これにいつてもやっております。しかしながら今でも御承知のように各種の繊維機械の更新というものは、いぶん行われておる。ですから、これは機械全体の更新ということで、

御承知のように、補助金の前で金を出して――実際は返してらうのでありますけれども、府県と国と両方から金を出してやつていくことは御承知の通りであります。その中の大部分は繊維機械に投入されておるのでありますから、繊維機械に対しては政府として相当のものが出ていくことは事実であります。

○加藤(清)委員 これではまいにちです。大臣のおっしゃることはもうそでございせん。なるほど補助金は出ております。それがほとんど流れておるとおっしゃいました。それも事実でございまして。しかしそれは、量からいけば、まるで二階から目薬よりもっと少い。そこが問題なんです。このことはすでに御存じの通りなんです。一回ならず二回ならず三回も過去に苦しい体験を経てきている。従つてこの業界に携わる方々が死ぬか生きるかの問題であり、それから生ずる社会問題であるとして、あなたの常の市長までが反対している。そうして、そこでい

かげんにこれに対して対策が生まれてしかるべきでございまして、その施策が手にないとおっしゃるならば、まことに、おそれ多い話でございまして、が、私の方には策なきにしもあらずでございまして。従つてその策を出しますから、それを大臣はまづのみにしていただけたら、ただだけませんか。

○石橋内務大臣 まるのみにするお約束はできません。けれども、十分参考にして、善処いたします。

○田中(武)委員 先ほど重工業局長から御答弁いただいたんですが、大臣に一度考えてもらいたいと思う。それは、この法律実施によって繊維機械メー

カーが、一時的ではあるが、大きな打撃を受けるということは大臣もお認めになると思うのです。そこでこの対策として、重工業局長の語では、事務次官を中心としての繊維機械更新協議会ですか、打合せですか、こういうものを作ってやるということなんです。私申し上げているのは、昨年この法案を作る基礎であるところの繊維総合対策審議会というものを作られて、そこで答申をした。その答申が基礎となつてこの法案ができた。これと同じような強い性格を持つ委員会といひますか、協議会といひたようなものを、紡機関係の経営者あるいは下請の業者、あるいはその労働者の代表等で構成されて、そこで紡機メーカーの今後成り立つようないろいろな施策について協議をする、そして答申をされる。それに基いて法律を作り、保護政策をとるといふようなことをやってもいいからどうか、こういうことなんです。それに對して重工業局長は、そのような強い性格を持つものではないというように御答弁であつたんです。そこで大臣に、まゝ子扱いでないということであれば、同じ産業であるから、同じような、性格を持つ強い協議会なり委員会を作つて、直ちにそれを法制化することお氣持はないかどうかということをお伺ひいたします。

○石橋國務大臣 私、この対策としては、重工業局長からお答へしたやり方で行けると思つております。それから機械全般については現にいろいろの施策をしようとしておりますが、これは必要に応じて審議会でも何でも作つてやりたいと思ひますが、紡機とかわつては繊維だけについて特にこの法案

に結びつけて審議会を作り、これを法制化するという必要があるかどうか、これはなお検討いたしまして、今御質問を受けたすぐの感じでは、その必要はないのじゃないか、そこまで行かぬでもよろしいではないか、むしろ機械は機械全体として強化をする方策を講ずる方がいいのじゃないか、かように考へております。

○田中(武)委員 今国会でも機械工業振興臨時措置法案というのが提出になつております。機械全般としてそのようなことをなされるということ、これは当りまえなことでは、けつこうなことでは、これは普通の通産省としての行政だと思ふ。今私の申し上げているのは、この法律によつて直接影響を受ける、直接打撃を打ける、こういうことがはつきりわかつており、当局もお認めになつておられるこの法案の審議に當つてお伺ひしておるので、一般的な問題でなく、この法律実施によつて影響を受けるところにどのような施策を持つか、そのようなことを一緒になして提案せられなかつたのか、また今申し上げておられるような協議会なり打合せなりを強化して、そこでいろいろと検討した、あるいは答申し、陳情したことを直ちに法制化し、これに対する措置をとるといふことがはつきり約束せられない限りわれわれは心配でいかなわぬ、こういうことなんです。いかがでしょうか。

○石橋國務大臣 今後この法案に基づく審議会等が構成される場合には、機械のことも考へて、なおその中のメンバーとか何かを入れることもなし得るところがありますから、これは検討いたします。しかしこの法案に基いて別

個に繊維機械だけの委員会を作るとか、繊維機械だけの立法をするということ、これは今の段階では考へておりませんが、これは必要があればむしろやりまゝから、なお一つ検討いたしまして、今は考へておりません。

○田中(武)委員 これはもう何回も言つたことですが、昨年できた繊維産業総合対策審議会は紡機関係の業者なりあるいはその労働者を代表する者が初めから入れられていなかった。それは今になって紡機メーカーのことも考へていないわけではなかつた、こういうふうに言われているが、それを入れないといふこと自体がやはり忘れていないかと思ふのです。この法律に基いて四章ですか、以下の規定によつてできる審議会にこういう関係の業者あるいは労働者の代表を入れてもらうといふことは当然だと思ふのです。私はそれではなく、まゝ子扱いにしているのだ、こうおっしゃるから、それなら一方でおとりになつたと同じような措置を一方でなせおとりになれないか、こう申し上げておるわけなんです。

○石橋國務大臣 同じことをお答へするほかにないのです。これは今までのことはとにかくとしまして、今からの法案と対照するような繊維機械だけの法案を今出すという考へは持つておりません。これは将来の問題としてなお検討すべき時期があるかもしれませんが、今はそういう考へを持っておりません。

○田中(武)委員 重ねての御答へでも同じことでありました。従つて私も重ねて申し上げます。いかに大臣がおっしゃるうとも、腹の中ではやはり産業

の構造の中において、一つ産業と他の関連産業はまゝ子扱いにしておるというこの程度に置いておきます。

大臣が途中にお見えになつて、問題が横へつたやうですから、もう一度元へ戻つて労働省にお伺ひいたしまゝ。労働省としても、今労働組合なりあるいは労働者の間にあつて臨時工問題は相当社会問題化しておるというところは御承知の通りであります。先ほどの通産省の政府委員の御答へによつても、繊維機械メーカーはいわゆる波がある。しかもこの法律実施によつて谷間ができるということをお認めになつておる。こういう状態であるから、繊維機械メーカーはことに臨時工が多い、従業員の半数は、臨時工によつてまかなわれておるというやうなところもあるであります。そういうやうな状態に對して、労働省は臨時工問題をどのように考へておられるか、一つお伺ひいたしたい。

○渋谷説明員 臨時工の問題については、私どもの考へていたしましては、臨時工といふものはその身分が不安定でありますので、でき得る限り本工に切りかえていくことが望ましいのでございまして、これを法律によつて強制するといふことは現在の段階ではとうてい不可能でございまして、労働省としては、企業の経営の許す範囲内でできる限り臨時工から本工に切りかえるように勸奨いたしておる次第でございまして。

○田中(武)委員 臨時工問題は實際労働問題に携つておるものとしては頭の痛い問題であります。これは部長もよく御承知の通りであります。この

関連産業としての紡機メーカー及びその下請に對して二十万人ほど労働者がいる、こういうように私は把握しておるわけですが、これはもちろん臨時工が入つております。先ほど失業対策の問題に關連して、部長は失業保険等とおっしゃいましたが、なるほど臨時工でも失業保険の適用はあります。しかしながら退職金とかその他のことについては一般の労働者と比べて冷遇を受けておることは御承知の通りであります。また労働組合の結成ということにおいても、ほとんど除外されておる。またそれを見越して臨時工をやつしておるとも言えると思ふ。従つてこういう法律が出た際に、一たび業界に首切り旋風が起つたときに、一番先にやられるのは臨時工なんです。その臨時工が、また先ほどお話ししておるやうに、ほんとうにその日その日を食ひかねておるわけなんです。失業即生活苦というか、もう死に直面するやうなやうな状態も起りかねないわけなんです。ところが、失業対策の方では三万人ふやしておるというが、これはほんのわずかの数字であつて、とてもこれによつて本年度出てくるような失業者が吸収せられるとは考へられないわけなんです。そこで労働省としては強く労働問題の上から立つても、この法律実施に當つて最初協議があつたとおっしゃいましたが、そのときに通産省に對して労働省はどのような御意見なり希望を持っておられたか、またそれに対して、この法律の中にどのような希望なり意見が盛り込まれたかといふようなことがありましたらお伺ひいたしたい。

○渋谷説明員 先ほどお答へ申し上げましたように、労働省としましては、で

きる限り繊維機械製造業のこれに對するしわ寄せを少くしてもらひまして、そこから出る失業者を一人でも少くするように通産省の方で極力努力をしていただきたいというふうに要望をした次第でございます。

○田中(武)委員 失業対策部長が、部長のお立場からおっしゃるのはその通りであつて、またそれでなければならぬと思ふ。ところが問題は、部長が希望せられたようなことが十分入っていないし、措置が講ぜられていないとわれわれは見ておるので問題にしているのです。もし講じられていないとするならば、労働省の立場からでも、これは一言言わねばならないことが労働問題に關連してあると思ふのです。実はそれがいいのですよ。しわ寄せがないようにしてもらひたい、こう強く要望し、通産省の方で考えてもらつておる、こうおっしゃるのだが、事實はあまり何も考えられていない。具体的に出してくるというが、今日まで何も出ていないというのが実情です。そこで失業問題、あるいはまたこれに關連して起るであろう労働争議等をわれわれは懸念いたしましてこのような質問をあえてやつておるわけです。その点について労働省としてしわ寄せが起らないという見通しがないとするならば、労働省としては、この法律に對しての御見解はいかがでしようか。

○渋谷説明員 その点につきましては前の答弁を繰返すようになって恐縮でございますが、通産省の方で極力しわ寄せが少くなるように努力していただきたい、通産省の方でも極力その線に沿つて努力をするというふうに言つておるわけでありませう。

○田中(武)委員 労働省の意見はその通りであつて、大臣お聞きになった通りですが、いかがですか。この法律実施に當つてほんとうに労働問題が起らないという確信がありますか。そのような労働省の希望に對して、通産省としてはどの程度考慮したか。大臣、これによつて労働争議がかりに起つたら全部大臣の責任になりますか、どうですか、起らないという自信がありますか。

○石橋國務大臣 これは失業者というものをやるようでは困るのですから、通産省としても失業者のできるのはいくらでも好ましくありませんから、できないように全力を尽すつもりであるということをお願いするよりほかはないのであります。それとやはり根本問題は、産業全体が繁榮しなければ、失業者がでるかと失業者対策を必要とするようなことではないかと思ふのであります。これは先のことにまつていささか理想的になりますが、實際は産業そのものの全体を繁榮させる以外に道はないと思ひます。そういうことから私はある程度今度の繊維工業の設備臨時措置法にしまして、そういうことで各産業の基礎を固めるということがやはり必要だ、こう考えます。

○田中(武)委員 なるほど全体の産業を繁榮させようということは本にも書いてあるきれいな文句です。ところがその文句通りにならないから言つておるのです。大臣はいつても貿易の問題については拡大均衡と大みえを切つておるわけですが、これは大臣の信念であり、また石橋通産大臣の大きなとりえであると思ふのです。ところがこの法律は大臣の信念である拡大均衡に逆行する法律である、このようにしか考えられないわけでは、大臣は日ごろの信念に従つてこの法律をお作りになったといふことについて確信を持つて答弁できますか、お伺ひいたします。

○石橋國務大臣 私は逆行する法案とは思ひません。やはりこれは根本的なものと思ひますが、ただ過渡期においてある程度いろいろなフリクションが起るということは、これは御承知の通り人間のことでありませうから、どなたがおやりになりまして過渡期において一厘一分もすぎがなくていいというやうなことは私も申しませんけれども、過渡期のことはできるだけそういうフリクションを少くするということに努力する以外に道はないと思ふのであります。何も故障なしにやるということとは、大抵人間のことでありますから、なかなかそうはいかぬと思ひます。ある程度の故障はありましよう。しかし故障が起つていいという意味じゃないが、できるだけその故障を減らすように全力を注いでいく、かような覚悟でやつておきます。

○神田委員長 どうでしょうか、もう一時間くらいになりますから……。

○田中(武)委員 大臣、上手で言うのではないのですが、私は大臣は信念の強い人であり、政治家だと思つて尊敬しておるのです。ところが大臣の信念とはそのときそのときに當つて適當に変わるものであると了解いたします。労働省にもよつとお伺ひしますが、この法律は御承知のように設備を制限する、こういうことが目的になつておる。ところが設備は制限するが生産の問題については何ら触れていないわけですから、そうすると繊維局長の答弁では設備は制限する、生産は必要があれば勧告する、こういうことなんですよ。それであればそこに労働強化が起ると私は了解したいのです。そのような点については労働省はどういうふうに考えておられますか。

○渋谷説明員 私の所管ではございせんから、その辺は繊維局長の方から答弁いただいた方がよろしいのではなからうと思ひます。

○小室政府委員 合理化によりまして、繊維産業の従業員が、綿糸で言へば千ヤード当り、あるいは綿布で言へば千ヤード当りというやうな従業員の数がだんだん減つて参つてはおりますが、この法律を実施したことにによりまして労働強化が生ずることには私ども何ら考えておりません。

○田中(武)委員 繊維局長の答弁では、もう前から蓄音機のように同じことを言つておるわけですが。私は繊維局長から答弁はもう何回も聞いているから同僚としては考えておりません。そうではないと言つたつてこれは水かけ論なんですよ。實際やつてみないとわからないことになつて、實際は設備の制限をやつておりながら生産に手を触れなければ労働強化になるのはつきりしておりますけれども、そんなことはないのであるのは、繊維局長はわかつておつてそのように言つておられるのか、あるいは失礼ですが頭がどうかしていらっしゃるんじゃないか、僕はこのように思ふわけですが。私は労働省の部長にお伺ひしておたのですが、担当でない、こういうことですが、労働省は労働者の立場から見たいだいて、こういう労働強化になるやうなことを一体どういふように考えておられるかというところをお伺ひしたかったのですが、もし担

当でないということならけっこうです。最後に一つお伺ひしたいのですが、この法律の目的は、法文によると「繊維製品の正常な輸出の發展に寄与するため」となつておるのですが、この理屈はあとからつけられたものであつて、敵は本能寺にありということにはよくわかるわけですが。昨日か一昨日かの多賀谷委員の質問のときにもそういうことが述べられておつたのですが、輸出に大きな支障を来たしておるのは設備の問題ではなく、日本の繊維業界における労働者の低賃金にあるのだということも言われております。労働省としては日本の繊維労働者の賃金問題が、たとえばアメリカの十分の一であるという事は知つておられると思ふのですが、輸出に大きな支障を来たしておるのはこのチップ・レーバー、低賃金の問題、かつてはソシアル・ダンピングとして反響を受けたこの問題を解決しなければならぬと思ふのです。これは失業対策部長に聞くのはどうかと思ふのですが、それじゃ大臣、賃金問題についてどのように考えておるか、それを解決しなければこの法律の第一条にうたつておる輸出振興の問題はほんとうには解決しないと思ふのです。が、どうでしょうか。

○石橋國務大臣 昔から日本はソシアル・ダンピングというやうなことを言われておりましたが、日本の賃金がなぜ安いのかといふことは、これは繊維産業だけではなく、根本問題でありまして、さつき機械設備を制限して生産がふえれば労働強化になるとよく言われたが、その間にもう一つある、それは資本投下、従つて生産性がどんどん向

上するということ、生産性が向上すれば労働強化ではないでしょう。生産性が向上した場合にはそれは捕い得ると思ひます。賃金も同じことだ、結局生産性の問題に入るんじゃないかと思ひます。

○田中(武)委員 委員長からも督促がありましたので、これでおきたいと思ひます。

最後にこれは希望として私お願いをするのですが、大臣はますます抜いていない、このように言われますが、どうも御答弁なりこの法律なりを見た場合、何とおっしゃるうともそういう感じを深く持つのであります。従つて先日来われわれが強く要望いたしておりましたように、この法律の審議過程においてわれわれが危惧しておつたような問題、すなわち繊維機械メーカーに及ぼすところの影響緩和について、これが救済についての具体的な強力な対策を出してもらいたい、こういう点がもう一つはつきりしていないわけですね。それが出来ない限りは大臣が何とおっしゃるうともますます抜いておる、一つの産業を犠牲にして一産業の、ことに一部の繁栄を考へておるとしか申し上げられないのです。もう一度よく考へて、まだ審議の予定が二、三日ありますので、十分な対策を立てて出していただくことをお願い申し上げます。同時にこの法律の実施において私たちが危惧しているような労働問題が起らないように、万全の措置を講じていただきたい。もしこう申し上げておるのにその措置が講じられなくて、われわれの危惧の通り労働争議が激化するというようなことがあるならば、あけて責任は通産大臣にありたいように了解したいと思ひます。そう

いうことのないように一つよくお願いをいたしまして質問を終ります。

○神田委員長 次は鈴木周次郎君。

○鈴木(周)委員 ちょうど大臣が見えなくなっておりますので、大へんいいあんばいだと思いますが、先ほどの繊維の問題で、至上命令である程度の弾圧といひますが、逆に事象から言へば制限をしなければならぬ。それについて、ガラス繊維は繊維工業のうちに入るかどうかを聞いて、それから質問をしていきたいと思ひます。

○吉岡政府委員 ガラス繊維はその性質によりまして、その断熱性という性質のものを利用してまして、断熱材料に使用する場合とか、あるいは電気の絶縁性を利用してまして絶縁材料に使用する場合とか、場合によりましていろいろ用途を持つものであります。ことに最近合成樹脂にこれを強化剤として加へますとか、いろいろの構造材料に非常に将来性を持つというふうなことも期待されておるわけでありまして、その用途によりましては繊維にきつめて代替性を持つような用途に利用される場合もあり、しからざる場合もあるうかと思つております。

○鈴木(周)委員 ただいまの御答弁では、繊維でもない繊維でもある、こういうような話である。しからば棉花を利用する、あるいはその他スフというような植物性繊維あるいは合成繊維、こういうようなものに添加された場合には繊維らしく言われるが、そのもので織った場合には繊維ですかどうですか、あるいは逆に言えば、合成的にした繊維についてでないとも言えますが、そこら辺のはつきりした定義を聞いておきたい。

○吉岡政府委員 具体的な用途について申し上げた方がはつきりするかと思ひますが、現状から申し上げますと、量的には断熱材料として石棉と類似の用途に使用されておる場合が多いわけでありまして、ただ将来の問題といひまして、先ほどちょっと申し上げましたような断熱性を利用いたしまして、たとえばモーターの巻線に逐次代替して参る傾向がございます。従つてこういう場合には綿等の代替物として利用されるわけでありまして、それから合成樹脂の強化剤として利用される場合には、これはいわば今後における一つの新しい用途でございます。ガラス繊維そのものとしての固有の用途であり、今後非常に発展を予想されるものである、こう考へております。なおアメリカ等におきましては、たとえば劇場等のカーテンでありますとか、防火の見地から防火規則によりましてガラス繊維を使用するというふうなことがきめられておるような場合もあるようでございます。それらの場合には繊維と全く同様に織物等として利用されておる、こういう現状でございますが、それらの点につきましては、まだ日本におきましては現在試作をしておる段階である、かように御了承願ひはけつこうかと存じます。

○鈴木(周)委員 ただいまの御答弁のうちで、定義がまだきまらないで、でき上つたものによつて繊維であるか繊維でないかというような判定論のようになり承りますが、それで差しつかえございませんか。

○吉岡政府委員 製造の技術の面から申し上げますと、これは御承知のよう

にガラスを溶かしまして、これをノズルから射出するという形で作っておりますので、その面においてはいわゆる工業の關係の技術の一端をなすものではなからうか、かように考へております。ただ先ほど申し上げました織物等にいたしまして場合には、これをやはり織機にかけて織物にするわけでございますので、一般の繊維産業と考へて類似の形態を持つ、このように考へるわけでございます。

○鈴木(周)委員 先ほど大臣のおっしゃつた紡績の錠数も制限し、織機も制限し、そのほかの付属設備も登録しなければ今後拡張がでない、あるいは新設がでない、そうしますと、ガラス繊維を今後やろうとするとき、ガラス繊維そのものの紡績あるいは織機の特許なものでやっても、これは繊維のうちに入るのですか、入らないのですか、それをお聞きしたい。

○小室政府委員 それは入らないと思ひます。

○鈴木(周)委員 今の御答弁では入らないというお話ですが、先ほどの吉岡局長は交織する場合においては入るときとお話があった。それはどういふうに解釈してよいのですか、二人の御意見が違つておるようですが、打ち合せて御答弁願ひたい。

○石橋國務大臣 御承知のように、ガラス繊維は非常に新しいもので、日本ではこれから技術も研究していこうというのでから、まだ繊維の中へ入れるとか入れないとかは織機の中へ入る局できめてない。まだほんとうにこれからのもです。これが綿糸とか羊毛などに比べるとかなりましなもので、これは今の繊維産業として織機の制限というものが行われるでしょうが、今

ルから射出するという形で作っておりますので、その面においてはいわゆる工業の關係の技術の一端をなすものではなからうか、かように考へております。ただ先ほど申し上げました織物等にいたしまして場合には、これをやはり織機にかけて織物にするわけでございますので、一般の繊維産業と考へて類似の形態を持つ、このように考へるわけでございます。

○鈴木(周)委員 先ほど大臣のおっしゃつた紡績の錠数も制限し、織機も制限し、そのほかの付属設備も登録しなければ今後拡張がでない、あるいは新設がでない、そうしますと、ガラス繊維を今後やろうとするとき、ガラス繊維そのものの紡績あるいは織機の特許なものでやっても、これは繊維のうちに入るのですか、入らないのですか、それをお聞きしたい。

○小室政府委員 それは入らないと思ひます。

○鈴木(周)委員 今の御答弁では入らないというお話ですが、先ほどの吉岡局長は交織する場合においては入るときとお話があった。それはどういふうに解釈してよいのですか、二人の御意見が違つておるようですが、打ち合せて御答弁願ひたい。

○石橋國務大臣 御承知のように、ガラス繊維は非常に新しいもので、日本ではこれから技術も研究していこうというのでから、まだ繊維の中へ入れるとか入れないとかは織機の中へ入る局できめてない。まだほんとうにこれからのもです。これが綿糸とか羊毛などに比べるとかなりましなもので、これは今の繊維産業として織機の制限というものが行われるでしょうが、今

のところまだその必要がありませんから、軽工業局で取り扱つており、繊維局の方に移つておられないという実情であります。これは実際のものでありますからそれだけのことで、別にここでガラス繊維の定義がどうだと言われても、なかなか御答弁がきかねると思ひます。

○鈴木(周)委員 突然大臣からいい話を聞きました、そうしますれば新しい産業に転化したという意味の繊維工業が、かりに棉花であろうがその他のものであろうが出た、商標をつけられ、逆な解釈もあるいは推理解釈すればできるのです。そうしますと、この法律が妙なものになつてくるんだが、その点まで御研究になつたことがあるかどうか、事実論と推理論で違ひますから、その点ははつきりしていただきたい。

○小室政府委員 先ほど簡単に御答へしたので補足いたしますが、この法律で適用になります繊維は、法律の別表で一々明らかにいたしておりまして、その範圍にガラス繊維が入つておりませんので、これは適用がない、そういうことを申し上げたわけでありまして、将来のガラス繊維産業の後に於けるいろいろの問題はまたそのときに研究いたさなければならぬ、こういうふう

に考へております。

○鈴木(周)委員 そうしますれば織物のわきに少しでも商標のためにガラス繊維が入つておつたこととすれば、その織物及び繊維はこの法律から抜けま

すかどうか、一つ伺いたい。

○小室政府委員 これは別表の一つ一つの糸なり織物なりについての御説明を申さなければならぬが、結論に

おいてはそういうものも大部分、羊毛なり綿花なりあるいはスフなり、大部分の糸なり織物なりは、この法律の適用がございませう。

○鈴木(周)委員 現在の状況においては、日本においてはガラス繊維が発達する途上にある。また世界中の織物全体においても、発達する傾向にありませう。そういう場合において、今日日本においてはいろいろな程度においてガラス繊維を今後発達させなければならぬという状況にあるか、また現在産業方面において、非常に需要が増しておると私は思うのだが、それに供給が足りないのか、また供給する場合において、現在日本に発達しておるのをとぶしても外国資本を入れ、そして織物とともに競争させてもいいのかどうか、そういうことも、一つこの際お聞きしておきたい。

○吉岡政府委員 ガラス繊維は、戦争中に石綿の輸入が困難になりましたので、その代用品というよう形で発足したのが最初のものでございませう。しかし現在におきまして、われわれの注目すべき用途といましては、一つは先ほど申し上げました、絶縁性を利ういたしまして、モーター等の巻線にこれが代替されていく傾向がございませう。それから一つは、ポリエステルと申します合成樹脂にこれを強化剤として入れることによりまして、いろいろの建築材料でありますとか、あるいは自動車、航空機というようなものの構造材料に発達していく、これは日本におきまして、すでにスクータとか、一部現在使いつつあるわけでございませう。ただこれらの電気関係、あるいは構造材料にこの合成樹脂の強化剤として利ういたしまして場合には、その化学的並

びに物理的の性質に非常にむずかしい技術上の要求がございまして、これらの点について相当今後努力をする必要があるであらう。そこで現在これらの関係のガラス繊維の生産をやっている会社が二社ございませうが、またそれらの品質等の点において、十分でございませう。潜発的の需要はあるわけではございませうが、現在のところ操業度はきわめて低いわけでありませう。大体三割前後ではないかと考えております。

そこで、先ほど申し上げました絶縁材料並びにいわゆるプラスチックの強化剤としての将来性を考えますと、どうしてこの技術を至急に導入する必要があるかという点が考えられるわけではございませう。ただその場合に、戦争中から長年これを研究しておる既存のメーカーとの関係があるわけではございませう。この点につきまして調整を加えまして、既存のメーカーの従来の努力なり、あるいは人的物的設備、これをもできる限り活用して、その犠牲を少なくする形におきまして、新しい技術を導入したい、そういうことで、ただいま具体的に関係企業内において打ち合せが進行しておるという状況でございませう。

○鈴木(周)委員 ガラス繊維ができたあとにおけるものは、まだ考慮のうちに入れていない、研究中だというお話ですが、もはや非常な勢いで、今日市場に出ていくと思ひます。それがこの繊維からはずしておくとしようかなこととはどうかと考えるが、どこまでも助長発達させる意味において、これをやるのかどうか、それも一つ聞いておきたい。

○吉岡政府委員 ただいま御指摘のよ

うに、今後急速にこれを助長、育成すべき必要があるということとは、お話の通りでございませう。ただその方法といひまして、今この法案の対象になつておりますような繊維とは、その実情なり、またとるべき方策等におきましても、おのずから区別して考えるべき必要があるかと思ひます。ガラス繊維につきましては、御指摘のような趣旨によりまして、今後積極的にこれを育成するといふ考えで参りたいと思つております。

○鈴木(周)委員 育成上上のものが幾つも繊維では私はあると思ひます。繊維という名前を使つたもので、あるいは綿、あるいは動物繊維、その他合成繊維とか、幾つ種類がある。その中に新しく生れてきたものがガラス繊維だ。そのものをなぜ入れなかつたかというところが、先ほど答弁中にはまだきつと出ていないようですから、それ一つお聞きしたい。また先ほど外国資本を入れてこの繊維工業を発展させる意味において、外国の特許権なり、それをやらせるといふ会社名とか、あるいは大資本であるか中資本であるか、その程度も、もしもここで御発表できるならば、お聞きしておきたいと思ひます。で、できないならばこれはまたいたし方ない。そういう点においても私たちが今後繊維工業を発達させ、輸出産業を伸ばさなければならぬ意味からいって、お聞きしておきたいと思ひます。

○小室政府委員 前半のお尋ねについてお答えいたします。この法律は繊維製品の輸出の正常化をはかるために、需給の根本的調節策として、設備の増設を秩序立てて行わしめる、そういう意味の許可制と申しますか、これが

第一のねらいであります。これにつきては、結局綿紡績なり、あるいは羊毛紡績なり、あるいは化繊の紡績なり、あるいはそれに代替し得るような紡績設備、こういうようなものを対象にしておるのであります。たとえばそれに代替し得ないような黄麻であるとか、サイザル麻の紡績設備などというものは、普通言う天然繊維でありませうけれども、それはこの法律の対象にしておりません。今のガラス繊維のときも、将来の発展いかんによつてはそれはその際に考える必要もあるかもしれません。ただいまのところまだ育成段階というが、初步の段階にありませうし、繊維としてこの法律の対象になつております繊維と同様に扱わなければならないという必要はないように思ひますので、これは考慮外にただいまのところは置いておきます。

○吉岡政府委員 技術導入の問題でございませうが、このガラス繊維につきまして、世界的に最も代表的の会社でありまして、アメリカのオーエンス・コーニング・ファイバー、OCFと言つておりますが、この会社の技術を旭硝子が導入したいという趣旨の申請が外資委員会に出ております。ただその場合に、先ほど申し上げました、従来これを長年研究しておりました日東紡績との関係を調整する必要があるであらうという関係から、両社間に現在いろいろな話し合いが進行中でございませう。通産省といひましては、企業局長が昨年渡米いたしました際に、先方の会社の代表と会い、またOCFの工場も見学いたしました。さらにスタックの井上博士が当時ちょうど同じように渡米されておりましたので、井

上博士にも工場をごらんいただきました。結論としては、やはりこの際速急にこの技術を導入する必要ありという考えを持ちました。ただその場合に従来長年研究しておいた日東紡との関係を調整するという形においてこれを導入したい。そのような意味から、通産省からも両社の首脳者に話し合いをいたしまして、ただいま両社間において話し合いが具体的に進行しておるという現状でございませう。いろいろいささかございませうが、最近におきましては順調に話し合いが進行しており、近い時期に話し合いがまとまるといふことを期待し、またそのように指導して参りたいと思ひます。

○鈴木(周)委員 ガラス繊維を使用してやる機械、紡績あるいはその他の付属設備であるという場合におきましては拡張もできる。またガラス繊維を土合にすれば更新も許可を得なくてできるといふことになりませう。この法律は裏をかくれば何でもできる。機械屋さんも何も心配することはないのだというふうなことで、社会党の面々が騒ぐのは何のために騒ぐのかわからないというところに感ずるのですが、当局はどんなふうにしておられますか。

○吉岡政府委員 ガラス繊維につきましての現在の問題は、いかにして品質の優秀な製品を、また安いコストで作出すかという点にあるわけでありませう。その点が解決された場合には、合成樹脂の発展に即応いたしまして、相当の需要が期待できると考えておるわけでありませう。従つて現在におきましては、まだ実是有効需要も十分起つておらない、また有効需要を喚起するに足るだけの品質のものが国産化され

ていないわけでございますので、この法案の対象としておられますような意味における設備の問題等は起らないではないか。しかし将来必要がありま

した場合には、さらに繊維局とも打ち合せまして善処したいと思っておりますが、現状におきましては問題点はむしろそのものと優秀なガラス繊維

そのものをいかにして作り出すか、国産化するかという点に問題があるという

ことを御承知いただきたいと思つて

○鈴木(周)委員 事実にはや紡機を使つて試験程度は済んでおると見て

使つて、それをこじつけて今御答弁のよう

ですが、事実にはやそういう時代は

きてやつておるのだ。その点を御了承

願えば、この際それを入れてやつたら

どうかと私は考えるのだが、まだ入れ

る気がないというのでは、先ほど私が

申し上げたような悪質な方法論が出て

くる。悪質なものが出てこないように

する上においては、この際入れたらど

うかと思つておられますが、その点どう

ように考えておられますか。

○小室政府委員 この新しい法律の制

限をくぐるためにガラス繊維が悪用さ

れるような程度にまで利用されるよう

になりましたら、これはその際に適用

範囲を拡張することは場合によつては

考えたい。ただいまのところは現実の

問題としてそういうふうな可能性があ

まりございませぬので考えておりま

せん。

○鈴木(周)委員 ただいまの御答弁を

聞くと、そういう時代がこないからま

だしないというお話ですが、たとえば

競争会社ができた。その会社のもは

もはや紡機を使つてやつてゐるのに日

本のもはまだやらないというよう

なことであるから、その会社ができた時

分には入れるのかどうか、その点を一

つ伺いたい。

○小室政府委員 ガラス繊維工業の発

展いかんによつては、今の適用の問題

も善処したいということであり

ます。

○鈴木(周)委員 それでは今後競争会

社は内地でできそうになつた場合にお

いてはこれを弾圧してやらせる、ある

いは立法措置を直ちに講ずると了承し

ていいですか。

○石橋國務大臣 ガラス繊維につい

ては私もしつとでありまして詳しいこ

とは知りませんが、少しは見えて知つて

おります。ガラス繊維がぐつと伸びて

ほかの繊維産業を圧倒するやうなこ

ろにきてくれればいいが、今のところ

はそういう希望はかけられないから、

局長が御答えしたように、今のところ

は繊維産業の方はガラス繊維を入れる

必要はないと思つております。しかし

将来需要が発展すれば考えなければな

らぬ。今大いに発展させたいという段

階にあるものと承知しております。

○鈴木(周)委員 私の質問はこれで終

ります。

○神田委員長 次は佐竹新市君。

○佐竹(新)委員 私は簡単に通産大臣

にお尋ねするのですが、この繊維工業

設備臨時措置法案は、相当長い間質疑

応答が繰り返されております。ところが

ほとんどウナギ問答でありまして、ど

こをつかまえていかかわらない。

政府でこの法案を通さなければならぬ

というのならば、この法案によつて犧

牲を受ける関連産業に対して具体的に

これこれのことをするということの案

を出されなければならぬが、結論に少

しも入つておられない。ただ委員の質

問があればそれに対してこういふよう

にする、ああいふふうにするというだ

けだ。政府の方で予算も作れるし、事

務的には全部やつていけるから、こ

れによつて犠牲を受ける産業があるな

ら、その産業に対してはかくかくのこ

とをしつとやらうかという具体的な案を

作つて示されて、これならよからうい

うことになつて、それを附帯決議にし

てやれば、あなたの方で実行されなけ

ればならぬことになる。それを何でも

かんでも長い日にちを費してここで質

疑応答を重ねて、そして政府の方か

らいては法案が通つてしまつたらあ

とは野となれ山となれということであ

り、間が尊重されておらず、速記録に残

るだけのものだ。そういう犠牲産業に

対しては具体的にこれこれのことをやる

のだということをあなたの方で出され

て、委員の方と折衝されて、修正が

むずかしいというなら政府がこれを附

帯決議の中に入れておいて実行しても

らいたいということになれば納得でき

るが、それが一つも現われておらな

い。通産大臣は実務的なことをやる

ということをお考えになる大臣であり

ますから、この際どういふお考えを持

たれているか、具体的な案を出して委員

会と折衝してみようというお気持ちが

あるかどうか、その点を伺いたい。

○石橋國務大臣 繰り返して事務当局

から私も私から申し上げたように、機

械の問題については、どうしてもやは

り繊維産業を合理化すると同時に、そ

の更新を強力に推し進めるといふ以外

はないのであります。これは金融であ

りますとか、そういうことをやつて更

新をさせるということでありま

すから、これで具体的に申されま

しても、機械を作れるかという今の

機械産業の能力あるいは機械産業そ

のものがどれだけの融資ができるかとい

うことから出て参るのでありますか

ら、これから実際に當つて処置してい

くのが適當だろうと思つて

〔委員長退席、小室委員長代理着

席〕

計画をして、今申すように、できるだけ

更新をさせるということでありま

す。○佐竹(新)委員 通産大臣、それでは

やつぱりいつまでもウナギ問答になる

のです。それはあなたは通産大臣とし

ても、機械にはいろいろ技術の何もあ

らうしするから、なかなかむずかし

い。ここで台数を何ば、そんなことま

でわれわれは言うのじゃない。しか

し、およそそういう法案を出されるに

しては、それに対して、関連産業とし

てこういう犠牲を受ける者がおるであ

らう、これに対しては、政府としては

どうしてもこういうふうに一つ考え

て、計画してみなければならぬとい

うなことが、何かここへ出てこなけ

ればならぬ。ただ御答弁だけで済まし

てしまつたのでは、あとではもう抜け

てしまふということ、みんなの人が

心配をして、質疑応答を繰り返してや

られるのだが、一向にウナギ問答なん

です。だから通産大臣がここで一つ大

きな腹を見せて、よしそれではおれ

の方では、これだけの法案を通すために

はこれだけの考えをもつて計画した

んが、これがあるかどうかということ

で具体的に示されないと、なかなか結

論のつかぬものじゃないです。だから通産大

臣がそれだけの腹を持たれば、できぬ

ことはない。あなたの方で予算が要

ならば、予算を請求すれば、国会もこ

れは大きな問題であればこれを認める

にやぶさかではない。そういう具体的

な案をあげたから直ちにやれというの

じゃない。一つの計画を持たれて、お前

たちは心配することはない、おれたち

の方はこういうふうに考えてこの法案

を出したのだと言ふことができれば、

これは得心がいくのです。何のことは

ない。質疑応答の蒸し返しじゃいつま

でも同じことです。それで通してし

まつて、あとでどうにもならぬとい

ふことになつて、陳情に行つても、な

かなかそれは聞いてはもらへぬ。こ

うことになるから、法案を通すとき

に、一つ具体的に示されたものによつ

て法案を通したい。これはまた政治家

としての、これがほんとうの政治のあ

り方だと私は考える。そういう点、通

産大臣は大きな度量を持つておつて、

そして――下僚の人は事務的な問題だ

から、どうしても責任は通産大臣です

から、やらなければいかぬでし

ようが、そのところがもう少しはつき

りすれば、私はそう長く日にちをかける

必要はない、こう思うのですが、重

ねて通産大臣の、そういう御計画を示

される御意思があるかどうか、これをお

尋ねしまして、通産大臣の答弁のいか

んによつては、もう一ぺん言わして

もらわなければならぬが、そこはどう

しよう。

○石橋國務大臣 だから大きな心を

持つて、これはもう設備の更新その他

によつて機械の方も大いにめんど

を見る、こういうことをのんで下され

ば、これでいいんです。あなたの方も

大きな気持ちでんで下されば……。

どこか知らぬかというような——アメリカのことなら、それは大臣は知らないかもしれないけれども、日本国内の、しかもあなたのおひざ元のそのひざの辺です。その辺のところで議決しておるものを、そして通産省に陳情しておるものを、大臣がどこら辺か知らぬようないいかげんなお考えをお持ちになっておることは、きわめて遺憾千万、そんないいかげんな気持でこの法律をお作りになったのですか。これは私はきわめて不用意千万というだけでなくて、きわめて不謹慎な考え方です。法律案を出されたと思いますが、どうですか。

○石橋國務大臣　それはあなたが指摘された全滅してしまおうというような、非常に極端な打撃があるように言われるところを的確にどこだということ、あなたがどこをさされるか知りませんがと申し上げたのであります。それは私も陳情はたくさん受けております。しかしながらそんなえらい打撃を与えるつもりはありませんし、そんなえらい打撃があるとは思っておりません。

○山口(丈)委員　通産大臣が私の質問に対して挑発的に答弁をされること、それがいわば担当大臣のようにお考えになつていのではないかと思うのです。私は事を針小棒大に言っているのではありません。大臣は私の質問というものを針小棒大にとつて何か挑発的に出られていのではないかと思う。

伊丹地方におきましても、この法案が実際に施行せられますと、約六千名の失業者が出ると言われるのです。だからといってその企業メーカーが全滅するとは私も申し上げりません。また

どこか知らぬかというような——アメリカのことなら、それは大臣は知らないかもしれないけれども、日本国内の、しかもあなたのおひざ元のそのひざの辺です。その辺のところで議決しておるものを、そして通産省に陳情しておるものを、大臣がどこら辺か知らぬようないいかげんなお考えをお持ちになっておることは、きわめて遺憾千万、そんないいかげんな気持でこの法律をお作りになったのですか。これは私はきわめて不用意千万というだけでなくて、きわめて不謹慎な考え方です。法律案を出されたと思いますが、どうですか。

○石橋國務大臣　それはあなたが指摘された全滅してしまおうというような、非常に極端な打撃があるように言われるところを的確にどこだということ、あなたがどこをさされるか知りませんがと申し上げたのであります。それは私も陳情はたくさん受けております。しかしながらそんなえらい打撃を与えるつもりはありませんし、そんなえらい打撃があるとは思っておりません。

○山口(丈)委員　通産大臣が私の質問に対して挑発的に答弁をされること、それがいわば担当大臣のようにお考えになつていのではないかと思うのです。私は事を針小棒大に言っているのではありません。大臣は私の質問というものを針小棒大にとつて何か挑発的に出られていのではないかと思う。

伊丹地方におきましても、この法案が実際に施行せられますと、約六千名の失業者が出ると言われるのです。だからといってその企業メーカーが全滅するとは私も申し上げりません。また

のであります。しかしそのように大きな失業者を一地方において出すということは、それ自体その地方の経済上においても、あるいは産業上におきましても、あるいはまた社会におきましても重大な問題をはらんでいるがゆえに陳情をしていって申しているのです。ですから、これらに対して具体的に政府がそれを指導し得る計画を持って法律というものは作成しなければならぬのではないかとこのことをお尋ねしているのです。ところが大臣は何を勘違いされたのか知りませんけれども、今の大臣の答弁というものは、はなはだ心外である。人の言葉じりをつかまえて針小棒大に、挑発的に出るとは何ですか。挑発的にあなたが出るなら私も挑発的に出ますよ、いかがですか。

○石橋國務大臣 私は挑発的なことは何も言っておりません。ただあなたのおっしゃるところが的確にどこかというところの御指摘がなかったからわからないけれども、むしろさつきから繰り返し申しますように、何か整理をする——それは全然何らの破乱もないというところは、これはなかなか言い切れませんが、しかしそういう破乱はできるだけ起さないように努力をいたします。

それから繊維産業、これは持ちつ持たれつですから、繊維産業がごたごたしてしまえば、やはりそれに関連する機械産業というものも結局よくない影響を受けるのであります。とにかくこの法案は繊維産業を中心にしてこれを確立するというところに重きを置きまして、特にここへ機械とかいうものは入れてございませぬが、関連産業に

非常に打撃を与えるということはむしろ好むところではございませぬから、これはできるだけやめる。現に機械の更新とか、あるいは一般に先ほど申しましたように、ここ数年來やっておりまして機械設備の改善ということについては特に繊維機械に重きが置かれておりますから、従ってこの法案によってある地域に、特に繊維機械メーカーに大きな打撃を与えると思われれば、そこに向つて何らかの機械設備の更新等について、特にその地方の機械の需要が進むように補助金その他の方法を講じましょう。かように考えております。

○加藤(清)委員 関連して、大臣の御親切なお言葉でございまして、私は直ちに実行していただきたいことがあつて、それはほかでもございませぬが、このような状況、つまり今同僚委員が申し上げましたような悪影響はすでに二十九条の折に出来たにしているのをごさいます。ところが政府はこれを見ないふりをしておられるのでございませぬ。全然手当がされておられません。具体的には言えとおっしゃいますから、私は具体的に申し上げます。たとえば愛知県においては刈谷市のごときは先ほど申し上げましたように、竹中市長が、保守党の元参議院議員であり、現在市長でありますけれども、このお方が何を好んで本委員会においてそのような血の出るような反対公述をなさったか、あれを聞いている人ならばよくわかるはずなんです。御承知の通り昔は町は寺があつたから発達した、お城があつたから発達した、遊郭があつたから発達した、ところが今日は工場があるから発達していく、工場町なんです。愛知県の刈谷市は工場の

あつたおかげで発達した、トヨタのおかげで発達した、いわばトヨタ市と言つても差しつかえない町でございませぬ。これが二十九条の発動の折に同じような答弁がなされたのでございませぬ。私もそれを心配して、今同僚委員の申し上げましたように言つたところ、このような手当をしてやるから絶対間違いないとおっしゃつた。にもかかわりませぬ、具体的にどうするかといへば、われわれの心配した通りの結果が生じました。すなわちここでは機械を月々六百台も作つておりました会社、二十九条が実行されたと同時に、翌月は何台売れたか、二台しか売れておりませぬ。その翌月は三台しか売れておりませぬ。三月月目は十台しか売れておりませぬ。月々六百台売れるものが、三月月かかって合計十五台で、その結果はどうなつたか。四千人の工員のうち約四分の一の千人は首切になりました。臨時工は別です。臨時工は全部切られました。本工員にしてこういう状況でございませぬ。うそでございませぬ。下請は五百もありました。これが二百に減りました。その結果は、はつきり名前を申し上げるが、大府産業は下請でより機を作つておりました、遂に全部倒産いたしました。その工員は三百余名おりました。ところがこれが路頭に迷ひました。子供は学校へ行けなくなりまして、そこで、先ほど申し上げましたのが、遂にどうなつたか。父ちゃんの収入がないために、やむなく学校をやめてワラビ取りに行きました。私は大府の山の中をその子供の手を引いて一緒に歩きました。学校へ行けないから、私は根が教員だつたおかげで、山の小

松の陰でその子供に学校で教えることを教えてやりました。しかしあのときを覚えて悲しかったことは、私は一生よう忘れぬです。学校の小使でもいい、門衛でもいい、どこでもいいから雇つてくれという。しかし三百人の小使を雇うところはあつたが、中で十人や二十人は片づきましたが、遂に片づかぬのです。九州で炭鉱のとき、これは御存じでしょう。奥さんが一体どういう状況に追い込まれたか。やはり最後のものを売るより手はないじゃありませんか。こういう具体的事実がはつきりしておるにもかかわりませぬ、一体政府はこれに対してどのような救いの手を伸べてくれたですか。何をやってくれたのですか。やる気があつたらしくてこれからやってもいいではない。これはみえや酔狂でやっているのは、みえや酔狂じゃないのです。こういう状況に追い込まれることがわかって切つておればこそ、汽庫賃を使い、高い宿錢を使つて陳情に來ているのですよ。それがわかりませぬか。ほんとうに救うなら、これからまず救つて下さい。

○石橋國務大臣 ただいまの加藤君のお話は十分承りました。それだから一つできるだけやります。これは実際の話です。できないことを申し上げてもしょうがないので、できるだけやる申し上げる以外にないのです。

○山口(文)委員 今私の質問に対して大臣は、その地方で非常に大きな犠牲が出るというふうなことになるれば、それらについては十分の措置を考へるといふことですが、私はそれをぜひとも

松の陰でその子供に学校で教えることを教えてやりました。しかしあのときを覚えて悲しかったことは、私は一生よう忘れぬです。学校の小使でもいい、門衛でもいい、どこでもいいから雇つてくれという。しかし三百人の小使を雇うところはあつたが、中で十人や二十人は片づきましたが、遂に片づかぬのです。九州で炭鉱のとき、これは御存じでしょう。奥さんが一体どういう状況に追い込まれたか。やはり最後のものを売るより手はないじゃありませんか。こういう具体的事実がはつきりしておるにもかかわりませぬ、一体政府はこれに対してどのような救いの手を伸べてくれたですか。何をやってくれたのですか。やる気があつたらしくてこれからやってもいいではない。これはみえや酔狂でやっているのは、みえや酔狂じゃないのです。こういう状況に追い込まれることがわかって切つておればこそ、汽庫賃を使い、高い宿錢を使つて陳情に來ているのですよ。それがわかりませぬか。ほんとうに救うなら、これからまず救つて下さい。

○石橋國務大臣 ただいまの加藤君のお話は十分承りました。それだから一つできるだけやります。これは実際の話です。できないことを申し上げてもしょうがないので、できるだけやる申し上げる以外にないのです。

○山口(文)委員 今私の質問に対して大臣は、その地方で非常に大きな犠牲が出るというふうなことになるれば、それらについては十分の措置を考へるといふことですが、私はそれをぜひとも

実行していただくようにこの際お願いしておきます。それから次に私の尋ねるといたしますのは、法律を施行いたしましたも、これは紡績産業にしても決して紡績産業全体を保護することにならぬのではないか。設備の制限等によつてむしろ小企業の方が大きな犠牲を払う結果が生じはしないかと私は思います。特に戦後紡績産業が非常に増加して参りましたことは、私も承知をいたして参ります。そうして今なお戦後の紡績産業というのはきつめて経済力に乏しいものであります。根の浅いものであります。いわんや今日の紡績産業の中の小企業というのは、大企業に比べますときわめて利潤も低うございませぬ。こういうような産業が制限を受け、干渉を受けるということになると、今日でもその経営維持というものが非常に困難であります。それを一そう困難に陥れる結果となり、果ては大企業へのみこれを集中する結果になりはしないかと思ひますが、これらについて大臣はどういうふうにお考えになつておられますか、お伺いいたします。

○石橋國務大臣 先般も申し上げましたように、私の一番憂へるのは、中小紡績というよりもむしろ織布方面、これはどうしても救わなければならぬ。しかしこれはある程度整理をしなければ救いようがないと思ひるので、ある程度整理をし、この間阿左美君とも話しました。たとえばもつと協同組合を強化していくという方法でこの基盤を確立しないことにはどうにもならず、どうしても小さいものが多いからある意味において犠牲が出てくる。そ

ここで何を何とか救わなければならぬ
ということがあり、同時にこれを救う
のには紡績の方の原料の供給からある
程度の規制をいたしませんと、十分織
布の方の規制ができないという悩みが
ありますので、全体の繊維産業の規制
を行う、こういうことになっておる次
第であります。むしろこの規制という
ことは、このまま野放しにして幾らで
もふえて、そうしてこれが繁栄するな
ら一番いいでありまして、残念ながら
から現在日本の実情はそうになってお
りませんので、ここである程度の規制を
して、そうしてできるだけ共倒れにな
るのを防ぎ、同時に将来の日本の繊維
産業全体の繁栄をはかる、こういう観
点からこの法案を考えたわけでありま
す。その途中に生ずる犠牲について
は、繰り返して申し上げますように、
できるだけあらゆる方法、たとえば機
械産業等についても設備の更新等に協
力することによってできるだけ困難を
救う、かように考えております。

○山口(文)委員 今大臣のお答弁によ
りますと、むしろ繊維産業方面に対
します原料供給の規制、こういうこと
に非常に力をそそぐという御答弁が
ありました、しかし私はむしろそれが
危険ではないかと思ひます。そうい
う思想でやりますと、ますます中小産
業は窮地に追い込まれる。従つてま
ずこれら中小産業の倒産を未然に防止
いたしますためには、少くとも紡績メ
ーカから提供いたします原料の合理
的提供をまず政府は考えるべきであ
る。第二にはその原料を受け入れてこ
れを加工いたします中小企業の受け入
れ体制を確立してやる必要がありま
す。これはそのような弱小企業が個々

にその企業を守ろうとしても今日では
不可能の事態であります。大臣がい
かほど犠牲を少くしようと考へられま
しても、今日のような野放しのような状
態におきましては、それはできるもの
ではありません。従つて私は、その合
理のな材料の供給と同時に、それを受
け入れて加工する加工業者につきまし
ては、協同組合組織等々のいわゆる合
理的な組織を促進させて、そしてそ
に合理的な材料の供給を行わしめる
を講じてやるということにいたさな
ければ、この問題は大臣がいかに犠牲
を出さないようにいたしますと申され
ましても、その犠牲を免れることはで
きないと思ひますが、大臣はそのよ
うな計画的な施策をしようとするお考
えがあるかどうか、これが私は中小企業
を救う根本の問題であると思ひま
すから、一つお聞かせを願ひたいと思
ひます。

○石橋國務大臣 お説の通りでありま
して、われわれも協同組合等の強化に
よりまして中小商工業者等の組織を強
化して、さらに経済的に基盤を確立し
て、そして合理的な取引ができること
という方向へ今までも指導し、またで
きだけの処置を講じておりますが、今
後もむしろこれを続けて強化するつも
りでございます。

○山口(文)委員 次に私は、この法案
を作らざるを得なくなった理由は、何
と申しても世界の事情に照らしてわが
国内における繊維産業の合理的な体制
の確立にあると思ひます。今日、こ
ろがふり返つて見ますと、今日の
日本の産業全体の構造から見まして
も、またその一部である繊維産業の

情から海外の事情をながめてみまして
も、戦前とは全くその様相を異にいた
しておると思ひます。ことに
戦前の日本の繊維産業が各所において
ポイコトを受けた大きな原因
は、何と申しても日本の労働水準の低
率化と、それに伴ひます価格の低率
化、それと粗製品の乱造にあつたと思
ひます。やはりこれを防いで少くとも
一量産はもたらふ必要ではありま
しょうけれども、それと同時に品質の
改善、また労働水準の維持と労働者の
生活水準の世界水準への引き上げ、こ
れをまず実行いたさなければ、ただ単
に国内における生産の規制を人為的に
行なつたといひたしても、わが国の
貿易産業というものは決して伸展す
るのではないと思ひますが、大臣はど
うお考えになりますか、お聞かせ願
ひたいと思ひます。

○石橋國務大臣 その点もお説の通り
であります。単に国内の生産を減ら
す、規制するということだけで問題が
解決するものではないと思ひます。
海外に発展をするといふことは、
日本の繊維産業としてせむし必要で
あります。それは品質の改善その
他によつて十分の競争力を持つ、それ
からまたこれは根本の目的として日本
の国民の生活水準を上げることであり
ますから、繊維産業の従業者の生活が
よくなるということがむしろ基本であ
ります。ただ残念ながら日本の現状に
おいては、繊維産業だけでなく、あら
ゆる面において、いわゆる人口過剰で
ありますとか、いろいろな原因で賃金
が低いということが悩みであります
が、これもせむし賃金を上げ、しか
も價格的にも国際的の競争力があると

いうところまで、生産性を向上させる
ということが必要だと考へて、せむし
という方向へ指導し、また施策をした
いと考へております。

○山口(文)委員 さらに私はお伺いを
いたしますが、戦前日本の紡績輸出の
最も大きな得意先であつたのは旧東南
アジアの植民地であつたと思ひます。
ところが東亞戦争後はこれらの
植民地のほとんどが独立をして、長年
にわたる植民地搾取から解放せられ
て、自力更生の道をたどつております。
これは御承知の通りであります。従つ
てこれらの解放せられた国民は、
自力でもって急速に世界産業水準に到
達せんとして努力を払つておりますこ
とも、また私は事実だと思ひます。
日本が加工品貿易をどれほど戦前のよ
うな水準で維持しようといひたして
も、それは不可能の問題であります。
それといひますと、これらの国民の
要望にこたへる道といふのは、日本は
やはり工業国として、いわゆるブラン
ト輸出を重点的に考へる必要がある。
これを考えずにいたのでは、私は日本
の産業は衰微の一途をたどるばかりで
はなく、アメリカあるいはイギリス、
ドイツ等の非常に機械産業の発達した
国に日本の機械産業が駆逐せられる結
果となる、従つて日本経済といふもの
はゆゆしい打撃を受けることとなる
と思ひます。従つて今こそこの
ブランド輸出といふものにもっと大き
な力を注ぐべきである。今私は運輸に
議席を置いておりますが、外貨を獲得
し、貿易というものを完成するために
計画造船を実行中でありまして、これ
と何ら遜色のない重要性を持つものに

が国の機械産業の振興があると思ひま
す。そうして貿易の伸展があると思
うのであります。従つて紡績界の一つを
とつてみましても、伝え聞くところ
によりますと、ブラジル方面において
紡績工場を大規模に建設しようとして
おる、あるいはインドにおいても大規
模な紡績工場を建設しようとしてお
る、その他東南アジアの各地域にお
いても同様であります。これらに率先
手を染めて、そして政府としてこれら
の各国に対する機械貿易の伸張を積極
的に推し進めていくための国内態勢を
みやかに整備すべきではないか、これ
こそ私は通産省の重大な責任ではな
いと思ひます。大臣の御所
見をお伺ひしたいと思ひます。

○石橋國務大臣 その点もお説の通り
で、これはわれわれも非常な努力を現
在いたしております。また現に戦後の
日本の貿易はだんだん軽工業品から重
工業ないし生産財の方面に移りつつあ
ることも御承知の通りですが、そうか
といつても繊維工業品等の輸出が今後絶
対数において減るとか衰へるとかとい
ふうにはむしろ思ひません。ただ日本
の貿易の重要性が一そう生産財に移
ていくといふだけでありまして、むしろ
軽工業品も伴つて出るものでありま
す。しかし、それには——戦前のことは
御承知でしょうが、戦前、なぜ日本の
貿易がいわゆる当時の日本の海外領土
へ出たかといふと、その背後には投資
があつた、日本からそれだけの金を貸
しておつた、金を貸して向うで事業を
興したからそれに伴つて日本の生産
品、あるいは紡績製品のごときのもの
が出たわけですから、そこでこれから日本
のやりまことは、どうしても東南アジ

アあるいは中共方面もあるうと思いがすが、これはやはり投資と伴わなければならぬと考へておりますので、この点も政府としては十分研究をして、何らかの日本の投資あるいは技術の輸出というような形で、向うの産業を助長し、先方の購買力をふやすことに努力を傾けるように今施策をいたしてやる次第であります。

○山口(丈)委員 私は今通産大臣が申されるように、戦前は日本の資本力、投資力によって貿易の伸張をはかった、全くその通りであります。戦後日本はその投資力を失っておるのであります。けれども、一つはその資本として賠償の問題があります。日本国民にとりましては、賠償ということは非常に暗いことであります。けれども、それを転じて福とする操作もまた、政治手腕によっては必ずしも不可能ではないのであります。従つて私はこの賠償等の問題にいたしましても、できる限り消費財の賠償をやめて、できる限りプラント輸出等のいわゆる日本の永久貿易に貢献し得るような賠償品の提供方式を考へべきではないか。このことが私は将来の日本の経済を支える重要なポイントになると考へるわけでありまして、こういう点におきましては、真剣にこれらを考へなければならぬと思ひますが、通産大臣はこれらの点についてどういう措置をとらんとしておりますか、一応お伺ひいたします。

○石橋国務大臣 政府としてはお話の通りの方針で今進んでおります。やるつもりで、現にやってもおります。

○山口(丈)委員 本会議になりましたから、私は残余の質問を保留して、一応これで休憩していただきたい。

○小笠委員長代理 本日はこの程度にとどめます。次会は明十八日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後一時十三分散会